

# 入札説明書

おおいた産業人財センター使用パソコンの調達に係る入札等については、関係法令に定めるもののほかこの入札説明書によるものとする。

## 1 公告日

令和6年11月8日（金）

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 借入物品及び数量

おおいた産業人財センター使用パソコン13台

詳細は、「調達仕様書」のとおり

### (2) 借入期間

令和7年1月15日から令和12年1月14日までの長期継続契約とする。

ただし、パソコン納品日から令和7年1月14日までの期間については動作確認のための試用期間とし、賃借料は発生しないものとする。

### (3) 納入期限

令和7年1月14日（火）

### (4) 納入場所

おおいた産業人財センター

〒870-0035 大分県大分市中央町3-6-11

電話：097-533-2631

## 3 契約に関する事務を担当する部局と名称

大分県商工観光労働部産業人材政策課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎本館7階

電話 097-506-3331

## 4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）上に、令和6年11月8日（金）から令和6年11月28日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

## 5 競争入札に参加する者に必要な資格

次の条件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（リース・レンタル業）を取得している者であること。
  - (3) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
  - (4) この公告の日から下記 7 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
  - (5) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和 6 年 1 月 19 日（火）午後 5 時までに大分県商工観光労働部産業人材政策課へ提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。
  - (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 暴力団が役員となっている事業者
    - エ 暴力団であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
    - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
    - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
    - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
    - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

## 6 入札方法

- ア 入札金額は、1 ヶ月の賃貸借料とする。見積にあたっては 6 0 月賃貸借料率で計算し、1 ヶ月の賃貸借料を算定すること。
- イ 落札決定にあたっては、入札所に記載された金額（月額）に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業所であるか免税事業所であるかを問わず、見積もった金額（月額）の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額（月額）を入札書に記載すること。
- ウ 本案件は、電子入札システムで行い、紙による入札は原則認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか電子入札システム運用基準による。

## 7 電子入札システムおよび契約の手続きにおいて使用する言語および通貨

- (1)使用言語 日本語
- (2)通貨 日本国通貨

## 8 電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和6年11月28日（木）午後5時00分まで

## 9 電子入札システムによる開札

令和6年11月29日（金）午前10時00分

## 10 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額の入力期限、開札日時等及び最低入札価格を電子入札システムにより通知する。

## 11 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

## 12 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により、入札保証金の全部を免除する。

## 13 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続きを経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに付帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とする。
- (2) 本人が入札に参加する場合、入札書は本人入札書を使用してください。
- (3) 代理人が入札に参加する場合は、委任状を入札前に提出するとともに、入札書は代理人入札書を使用してください。
- (4) 競争入札参加資格審査申請書の入手、提出先及び問合せ先は下記のとおりとする。

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2965

#### 1.4 入札の無効

大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札した者は、再度入札に参加することができない場合がある。

#### 1.5 落札者の決定方法

(1) 有効な入札で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。

#### 1.6 契約保証金に関する事項

契約金額(年額)の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に大分県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去 2 年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 1.7 特約事項

この入札に係る契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 号の 3 に規定する長期継続契約とする。

この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、本県は、この契約を変更又は解除できるものとする。